

令和 8 年度 四万十町窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務
仕様書

1. 業務名称

令和 8 年度 四万十町窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務

2. 目的

四万十町窪川地域にある、くぼかわ保育所、窪川小学校、窪川中学校は、建設から約 40 年経過し建物や設備の老朽化が著しく児童生徒の教育活動にも支障をきたしている。また、少子化の影響から空き教室が目立ち、児童生徒数に見合った建物の新築が必要な時期に来ている。

このため、今回窪川中心部の教育施設を総合的に整備するため基本構想を策定する。

3. 業務期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで

4. 業務の内容

別紙「令和 8 年度 四万十町窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務 業務内容一覧」を実施すること。

5. 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置等

業務実施に当たっては、本業務を統括し、四万十町から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、四万十町との円滑な業務遂行管理や意思疎通に努めること。

※実施体制及び組織図（協力者含む）の提出 【様式任意】

(2) 打ち合わせ等

本業務を適正かつ円滑に行うため、常に密接に連絡を取り、打合せ等を行うこととする。また、その要旨をその都度記録し、打合せの際相互に確認するとともに、打合せ記録簿を作成し必要に応じて四万十町へ提出するものとする。

6. その他留意事項

その他留意事項は次のとおりとする

(1) 四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 16 日条例第 1 号）に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本業務により取得した個人情報は、成果品納入後、直ちに適正な方法により

廃棄・消去すること。

- (2) 成果品（業務履行過程において得られた記録を含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、四万十町の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに四万十町と協議すること。